

(細則第5条第4項)

開 発 行 為 施 行 同 意 書 (区 域 内)

()の施行に係る開発行為については、異議がないのでその施行に同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地になった場合についても、異議はありません。

所在及び地番	地 目 又 は 工作物の種類	地積又は工作物 の 延 べ 面 積	権 利 の 種 類	同 意 年 月 日	同 意 権 者 の 住 所 氏 名	印	摘要

備考

- 1 本同意書の同意権者は、開発区域に含まれる土地又は工作物の所有権者、仮登記権者、抵当権者、その他当該土地または工作物の利用に関する権利を有する者等とする。
- 2 当該同意印の印鑑証明書 1 部を申請書正本に添付すること。